

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	閉伊川漁業協同組合						
	住 所	宮古市宮町三丁目10番59号						
2 漁業権の免 許番号	内共第8号（閉伊川）							
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法		区 域	期 間		
			あゆ	友釣り		閉伊川本支流 の免許区域	7月1日から11月30日まで	
				どぶ釣り		牛伏橋から下 流の区域	"	
		がら掛け		根城橋から下 流の免許区域	8月16日から11月30日まで			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り		閉伊川本支流 の免許区域	3月1日から9月30日まで		
		さくらます	"		"	3月1日から6月30日まで		
		いwana	"		"	3月1日から9月30日まで		
		うなぎ	餌釣り 置釣り 筒（口径20センチ メートル以下）		"	4月1日から9月15日まで 11月1日から11月30日まで		
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り		"	3月1日から9月30日まで		
			がら掛け		"	3月1日から5月10日まで		
	かじか	餌釣り やす		"	6月1日から9月30日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区 域				禁止期間		
		宮古市川井地内の川井発電用水取入口えん堤上流 端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端 の下流100メートルの地点までの間の区域				1月1日から12月31日まで		
	(3) 全長の制限	名 称				禁止に係る全長		
		やまめ（ひかりを含む。）				13センチメートル以下		
		いwana				"		
うなぎ				30センチメートル以下				
うぐい				13センチメートル以下				
4 遊漁料の額 及びその納付 方法	(1) 一般遊漁料	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
						一般	一般	
		3,000円	13,000円					
		高校生	高校生					
		1,500円	3,000円					
		全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	一般 3,000円 高校生 1,500円	一般 13,000円 高校生 3,000円		
			やまめ さくら ます いwana	餌釣り 擬餌釣り				
			うなぎ	餌釣り 置釣り 筒				
			かじか	餌釣り やす				
		雑 魚	やまめ さくら ます いwana うぐい	餌釣り 擬餌釣り	一般 2,000円 高校生 1,000円	一般 10,000円 高校生 (年券は 全魚種の み)		
			うなぎ	餌釣り 置釣り 筒				
かじか	餌釣り やす							
あゆがら掛 け	あゆ		がら掛け	一般 1,000円 高校生 700円			一般 6,000円 高校生 3,000円	
うぐいがら 掛け	うぐい	がら掛け	一般 500円 高校生	一般 4,000円 高校生				

				300円	2,000円	
	<p>ア 中学生以下は、無料とする(あゆがら掛け及びうぐいがら掛けを除く。)</p> <p>イ 肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする(あゆがら掛け及びうぐいがら掛けを除く。)</p> <p>ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、高校生、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>					
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り	24,000円	21,600円	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所
		やまめ さくら ます いwana うぐい	餌釣り 擬餌釣り			
		うなぎ	餌釣り 置釣り筒			
		かじか	餌釣り やす			
	雑 魚	やまめ さくら ます いwana うぐい	餌釣り 擬餌釣り	17,000円	15,200円	
		うなぎ	餌釣り 置釣り筒			
		かじか	餌釣り やす			
5 遊漁承認証に関する事項	<p>(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。</p> <p>(2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。</p>					
6 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。</p>					
7 漁場監視員に関する事項	<p>(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>(2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。</p>					
8 違反者に対する措置に関する事項	<p>組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。</p>					